

エイブル・アート・ジャパン役員（案）

○任期： 2025 年 7 月 1 日から 2027 年 6 月 30 日まで

* 印は 2011 年の NPO 法人設立当初からの理事

2025 年度役員	氏名	居所	備考
代表理事／事務局長	柴崎由美子 *	宮城県	2011－常務理事、2013－代表理事
副代表理事	山下完和	滋賀県	2014－理事、2018－副代表理事
常務理事	森下静香	奈良県	2013－常務理事
理事	坂倉杏介 *	東京都	2011－理事
理事	辻 哲哉 *	東京都	2011－理事
理事	中津川浩章 *	神奈川県	2011－理事
理事	樋口龍二 *	福岡県	2011－理事
理事	星野正治 *	静岡県	2011－理事
理事	光島貴之 *	京都府	2011－理事
理事	野呂田理恵子	神奈川県	2017－監事、2018－理事
理事	梅田亜由美	神奈川県	2021－理事
理事	伊藤光栄	宮城県	新任
理事	平澤咲	東京都	新任
監事	高野賢二	東京都	2014－理事、2015－監事
監事	田口ひろみ	宮城県	2018－監事

●参考：定款「第 4 章 役員及び職員」

（種別及び定数）

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 7 人以上 20 人以内

(2) 監事 1 人以上 3 人以内

2 理事のうち、1 人を代表理事、1 人以上 3 人以内を副代表理事、1 人以上 3 人以内を常務理事とする。

（選任等）

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事、副代表理事及び常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにならぬ。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、この法人の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- (任期等)
- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- (欠員補充)
- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
- (解任)
- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (報酬等)
- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。
- (職員)
- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 事務局長は理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。